



消火器や避難器具などの消防用設備は
命を救い・被害を減らします！



消防法令で設置が義務付けられている「消火設備」「警報設備」「避難設備」などの「消防用設備」は、非常時に建物にいる**お客様や従業員**の命を救い被害を減らすため非常に大切な設備です。

火事を見つけたけど、
消せない！！

ベルが鳴れば
皆に火事を知らされるのに！

煙で出口がわからない！！



消防用設備の大切さ

火災はいつ発生するか分かりません。
消防用設備は非常時にその効果を発揮します。
思いがけない火災から大切な建物や財産、そしてお客様や従業員の
命を守るために必要です。是非ご理解ください。



名古屋市中消防署

消防法令による消防用設備等の代表的な設置基準は以下のとおりです。

設置基準は建物規模や用途などで異なります。詳しくは消防署予防課にお問合せ下さい。



消火器

- 延面積 150 m²以上の建築物等
- 火気を使用する飲食店



自動火災報知設備

- 延面積 300 m²以上の飲食店等
- 延面積 500 m²以上の作業場や倉庫等



非常警報設備（非常ベル）

- 収容人員が 50 人以上の建築物等



誘導灯

- 店舗や飲食店等の避難口等
- 地階や高層階にある事務所の避難口等



詳しい設置の基準は？

建物の規模や用途により詳細な定めがあります。詳しくは中消防署にお気軽にお問合せください。



法令を守らず、設備を設置しないと？

消防法により建物の使用停止などの命令がなされることがあります。命令を受けると、利用者の安全のため、事業所名等が公表され、事業所の入口などに命令の標識も設置されます。



名古屋市中消防署

お気軽にお電話ください。
☎052-231-0119

中消防署ホームページでは防火・防災に役立つ情報を発信しています。

